

長野市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) システム 生ごみを破碎するディスポーザと破碎された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する排水処理部から構成されるシステムのうち、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」（以下「性能基準（案）」という。）に基づき同協会の製品認証を受けたものをいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽へ導き、生物処理した処理水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置によって固液分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (4) メーカー システムについて性能基準（案）に適合する評価を受けた者をいう。
- (5) 使用者 システムを使用して下水を排除し、維持管理に関して最終的に責任を負うものであり、戸建住宅の所有者若しくは貸借人、賃貸集合住宅の所有者、分譲集合住宅の所有者又は管理組合等の代表者をいう。
- (6) 適合評価書 性能基準（案）に適合することを示す文書をいう。

(設置の基準)

第3 設置するディスポーザは、システムでなければならない。

(排水設備としての適用)

第4 前項のディスポーザは、長野市公共下水道条例第2条第6号、長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例第2条第4号及び長野市戸別浄化槽の管理に関する条例第2条第4号に適合する排水設備とする。

(提出書類)

第5 システムを設置しようとするときは、排水設備工事計画確認申請書に次の

書類を添えて、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 適合評価書の写し
 - (2) 構造及び性能を示した仕様書
 - (3) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書（様式第1号）
 - (4) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をするときに維持管理業務委託契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確約書（様式第2号）
 - (5) 生物処理タイプのシステムを設置しようとするときは、ディスポーザ排水処理システム汚泥収集運搬委託（変更）届出書（様式第3号）
 - (6) 誓約書（様式第4号）
 - (7) その他管理者が指示する書類
- 2 システムを設置又は変更したときは、その完了後、排水設備工事完了届等に、システムの設置状況若しくは変更状況が把握できる写真を添付すること。

(維持管理)

第6 使用者は、設置したシステムの性能を保持するため、維持管理に関して前第5に基づき適正な管理をしなければならない。

- 2 使用者は、システムの維持管理に関して管理者の指示に従わなければならない。
- 3 システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理しなければならない。
- 4 使用者は、システムの使用に当たり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに直ちに管理者に報告しその指示に従わなければならない。

(資料の保管及び提出)

第7 使用者は、設置したシステムについての維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならない。

- 2 使用者は、管理者がシステムの適正な維持管理についての確認をするために前項の資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(立入調査等)

第8 管理者は、システムの新設及び維持管理等について必要と判断したときは、下水道法（昭和33年法律第79号）第13条に基づく立入調査を行うことができる。

- 2 使用者は、前項の調査に協力しなければならない。

(使用者の義務の承継等)

第9 システムを有する建築物等の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があつ

(長野市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱)

た場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、前第6に定める使用者の義務を承継する。

2 前項に規定する承継の届出は、前第5によらなければならない。

(メーカー及び販売店の責務)

第10 メーカー及び販売店は、システム等を販売するときは使用者に対し、第6、第7、第8及び第9を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

2 メーカー及び販売店は、管理者が行う維持管理に関する指導に協力しなければならない。

(補則)

第11 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）から

附 則（平成20年4月1日）まで略

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(長野市デスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱)

様式第 1 号 (第 5 関係)

(表)

デスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申請者 住所
氏名
(Tel)

長野市デスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱第 5 の規定により、次のとおり提出します。

I システムの概要

一 般 事 項	① 設置場所 使用者			
	② システムの 名称等	・ 評価(認定)年月日 ・ 評価(認定)番号 ・ 名称 ・ 評価(認定)メーカー ・ メーカーの担当者 及び連絡先	年 月 日	
	③ 設置数量	デスポーザ部 個	排水処理部 個	
	④ 施工者 〔長野市排水設備 指定工事店〕	指定番号 電話 ()		
	⑤ 工 程	着 工 予 定 日	年 月 日	
		完 了 予 定 日	年 月 日	
		使用開始予定年月日	年 月 日	
	⑥ 施工業者	デスポーザ部	Tel ()	
		排水配管部	Tel ()	
		排水処理部	Tel ()	
⑦ 維持管理 業者	デスポーザ部	Tel ()		
	排水配管部	Tel ()		
	排水処理部	Tel ()		
⑧ 排水設備設計図 (システムが記入された図)	別紙のとおり			

(長野市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱)

(裏)

イ 仕 様	① ディスポーザ部	形 式 製 造 品 番	
	② 排水処理部	設計人員 計画生ごみ量 計画汚水量	人 kg/日 m ³ /日
	③ 算定根拠	別紙のとおり	

Ⅱ システムの維持管理計画

ア 処理水質 (下水道へ排出する際の、 遵守する基準値)		BOD SS Nーヘキサン	mg/ℓ未満 mg/ℓ未満 mg/ℓ以下	
イ 維 持 管 理 の 内 容	装 置 名	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部
	保守点検内容	・ 機器の点検整備 の頻度	・ 配管内の点検 の頻度	・ 定期点検の頻度
		回/年	回/年	回/年
			・ 清掃の頻度	・ 水質検査の頻度
			回/年	回/年
				・ 汚泥引抜の頻度
				回/年
ウ 点 検 項 目	点検主部	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部
	点検項目	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
	保守点検記録表	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

※ 維持管理に関する点検記録は、3年間保管する。

※ 長野市上下水道管理者から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出する。

様式第2号(第5関係)

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

(姓)

この度、ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書の提出に当たり、現時点では、使用者及び委託業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

使用者及び委託業者が決まり次第、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は、届出者が責任をもって維持管理を行うことを確約します。

記

設置場所：

ディスポーザ排水処理システム名称：

評価(認定)年月日：

評価(認定)番号：

ディスポーザ設置個数：

排水処理部設置個数：

ディスポーザ設計人員：

※ 維持管理業務委託契約書について

- ① 書式は、特に定めない。
- ② 維持管理業務委託契約書は、評価書(認定書)で指定されている維持管理業者と使用者が契約すること。
- ③ 維持管理業務委託契約が届出時に間に合わないときは、維持管理業務委託契約確約書を添付し、維持管理業務委託契約締結次第、速やかに長野市上下水道事業管理者へその写しを提出すること。

(長野市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱)

様式第3号(第5関係)

上下水道局→環境部

ディスポーザ排水処理システム汚泥収集運搬委託(変更)届出書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申請者 住 所

氏 名
(Tel)

ディスポーザ排水処理システムの工事申請に際し、汚泥の抜き取り及び収集運搬業務を下記の業者に委託しました。

記

年 月 日、上記ディスポーザ排水処理システム設置申請者より、汚泥の抜き取り収集運搬業務を受託しました。

汚泥収集運搬業者

住 所

業者名

(Tel)

様式第 4 号（第 5 関係）

誓 約 書

ディスポーザ排水処理システムの工事申請に際し、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 長野市上下水道事業管理者が確認した計画に基づき適切な維持管理をします。
- 2 維持管理計画及び収集運搬業者を変更したときは、維持管理業務委託契約書の写し及びディスポーザ排水処理システム汚泥収集運搬委託（変更）届出書を速やかに提出します。
- 3 点検記録その他維持管理に関する資料を 3 年間保存します。
- 4 使用及び維持管理に関して、管理者が行う指導に協力します。
- 5 当該建築物等を第三者に譲渡又は貸し付けたときは、適切な維持管理を行うことの義務を継承します。

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

申請者

住 所

氏 名